

4 基本的な施策の推進

- (1) 望ましい食習慣や知識の習得を通じた人づくり
- (2) さぬきの恵みと食文化を生かした地域づくり
- (3) 生産者と消費者との交流等を通じた食育の推進
- (4) 推進体制づくりと普及・啓発
- (5) 食育推進運動の展開

基本的な施策の推進

食育基本法第10条に基づき、本県の特性を生かした自主的な施策を次のとおり取りまとめ、総合的かつ計画的に食育を推進します。

基本方針	基本的な施策	施策の内容
心身ともに健康で豊かな人づくり	望ましい食習慣や知識の習得を通じた人づくり	子育て家庭に対する食育支援
		学校・保育所等における食育の推進
さぬきの食文化の継承・発展と体験や交流の促進による地域づくり	さぬきの恵みと食文化を生かした地域づくり	さぬきの食文化の継承
		地産地消を通じた食の理解の促進
	生産者と消費者との交流等を通じた食育の推進	体験や交流などを通じた食と農水産への理解の促進
		生産者、企業等による食育の推進
行政と関係団体等との連携協働による環境づくり	推進体制づくりと普及・啓発	食育推進体制の整備
		食の安全・安心の推進
		関係団体等と連携した普及・啓発
	食育推進運動の展開	連携・協働による食育の推進
社会全体で食育推進の機運の醸成		

1 望ましい食習慣や知識の習得を通じた人づくり

施策の方向

香川県の食の課題である朝食の欠食と野菜の摂取不足や肥満の増加を解消するため、地域の関係団体等と連携して、乳幼児期から正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって自らの健康管理ができる子どもが育つよう、家庭での食育を支援するとともに、楽しい食事や給食活動を通じて、豊かな心や社会性を身に付けた子どもが育つよう、子どもの発育・発達段階に応じた食育の推進に取り組みます。

施策の内容

(1) 子育て家庭に対する食育支援

(在宅の子育て家庭に対する食育支援)

- 食に関する相談や支援を受ける機会の少ない在宅の子育て家庭を対象に、保育所、地域子育て支援センター、NPO、食生活改善推進協議会の関係団体等が連携・協働し、乳幼児期から望ましい食習慣が形成されるよう、食育活動などの取組みを促進します。

(子どもの肥満予防)

- 健診等において、子どもの食生活や運動に関する実態を把握するとともに、食生活と運動の両面から子どもの肥満予防対策を促進します。
また、母子保健関係者に対して、低体重児における身体発育の経過観察や3歳児健診等での幼児肥満のスクリーニング及び栄養・運動指導等のハイリスクアプローチの必要性を啓発します。

(妊産婦に対する栄養指導や乳幼児の発育・発達段階に応じた食育)

- 健診時や両親学級等において、「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を進め、妊娠期等における適切な食習慣の確立を図ります。
また、保健所、市町保健センター等を通じて、母乳の利点と「母乳育児を成功させるための10か条」や母乳育児の推進等を盛り込んだ「授乳・離乳の支援ガイド」の普及啓発に努め、母乳育児の推進に努めます。
- 健診時や両親学級等において、「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」や「かがわまんが食生活指針」を活用し、乳幼児の発育・発達段階に応じた食育を促進します。

(望ましい食習慣の普及啓発等)

- 健診の機会等を利用して、保護者に望ましい食習慣の知識を啓発し、乳幼児の健やかな発育に向け、保護者の意識が変容するきっかけとなるよう努めます。
- 朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、普及啓発を行うとともに、地域ぐるみで生活リズムの向上に取り組む活動を推進します。

また、家庭における食育の推進に役立てるため、食育に関する内容を含め、家庭でのしつけや子育てのヒント集として作成した家庭教育手帳を乳幼児や小学生等を持つ保護者に配布し、その活用を図ります。

- 青少年育成に関するイベントや情報提供活動等において、食育や規則正しい食生活習慣の大切さなどの普及啓発を行います。

(2) 学校・保育所等における食育の推進

<幼稚園>

(食に関する指導の推進)

- 保護者や教職員の共通理解の下、子どもの発育・発達段階に応じた食育が推進されるよう、研修会等を通じて意識啓発に努めます。
また、幼児期から食に関する興味や関心を高めるために、地域の関係団体等と連携し、幼稚園児とその保護者に対して、食に関する教室等を開催し、食育の推進を図ります。

<小・中学校>

(推進体制の整備)

- 校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中心に全教職員が相互に連携・協力して、組織的、計画的に食育を推進するために、栄養教諭の配置の推進に努めます。
さらに、全教職員が食育の重要性等についての理解を深めるよう、研修会等を通じて意識啓発を推進します。

(食に関する指導の充実)

- 学校給食の時間を中心に、学校教育活動全体で効果的に食育を進めていくために、食に関する指導に係る全体計画の作成を推進します。
さらに、教職員が食の指導を行うためには、食に関する幅広い知識の修得が必要であることから、指導資料を配付したり、研修会を開催することにより、教職員の食に関する指導力の向上を図ります。

(家庭に向けた啓発活動と連携の促進)

- 家庭における食育が大切であることから、家庭における食に対する関心を高めるために、親子料理教室を開催したり、給食だよりを発刊するなどの啓発活動等を推進します。

(地域と連携した体験活動の充実)

- 地域の生産者や関係団体等と連携し、農業や漁業などの体験活動や調理実習等への協力、農業・漁業・農水産物等に関する情報提供などを行い、学校における体験活動の推進を支援します。

（「生きた教材」としての学校給食の充実・活用）

- 学校給食と教科等を関連付けた食に関する指導を促進するため、給食関係者の研修会などにより、献立内容の充実を図ります。
また、地域の農水産業を理解し、郷土を愛する心を育てるため、学校給食に郷土料理を積極的に取り入れ、食に関する指導において「生きた教材」としての地場産物の活用を推進します。

（個別指導の充実）

- 栄養教諭や養護教諭を中心に教職員や学校医、関係機関が連携し、子どもの食生活や健康に関する実態を把握するとともに、子どもや保護者に対する肥満等の個別指導の推進を図ります。
また、子どもや保護者に対して、過度の痩身や肥満、偏食等が心身の健康に及ぼす影響とその改善に必要な知識を普及し、望ましい食習慣が身に付くよう支援します。

＜高校＞

（食に関する指導の推進）

- 高校生が、自らの健康を管理し、食生活を改善していく実践力を身に付けるため、家庭科教諭や養護教諭等を中心に、地域の関係団体等と連携し、食生活に関する家庭科の授業等を核にして、高校生向けの食に関する講習会を開催するなど、食育の推進を図ります。

＜保育所等＞

（「食育の計画」に基づく食育の推進等）

- 「保育所における食育に関する指針」や「食が支える心と体ーおいしく 楽しく モリモリプランナー（食育年間計画&食育実践事例集）」を参考に、各施設において、保育計画に連動した「食育の計画」の策定が促進されるよう、また、計画に基づき総合的・計画的に子どもの発育・発達段階に応じた食育が推進されるよう努めます。
- 食育の重要性について全職員が理解を深め、それぞれの専門性を活かした食育が進められるよう、研修会等の機会を利用して、意識啓発を推進します。

（家庭に向けた啓発活動と連携の促進）

- 栄養バランスのとれた食事や家族そろって楽しく食事をとることの重要性等についての理解を深めることができるよう、より効果的な給食試食会や給食参観、親子料理教室等の開催や給食だよりの発刊等を促進します。

（地域と連携した体験活動の充実）

- 農業体験活動や調理実習等において、子どもがより豊かな食の体験ができるよう、関係機関や地域の食に関するボランティア団体等との連携を促進します。

(給食の充実・活用)

- 給食を通して食事の大切さや楽しさが伝わるよう、「保育所給食の手引き」に基づいた円滑な給食運営と乳幼児の発育・発達段階に応じた栄養バランスのとれた献立の提供ができるよう、給食担当者をはじめとした保育所等の職員に対し、啓発や指導に努めます。

(個別指導の充実及び情報提供)

- 入所児童の食生活や健康に関する実態を把握し、その結果を情報提供するとともに、食物アレルギーや肥満傾向のある子どもに対しては、保健医療機関等の関係機関と連携して、子どもや保護者に対する個別指導の促進を図ります。
- 保育所等における食育の実態を把握するとともに、その結果や他施設で実施されている食育活動について情報提供することで、食育のさらなる内容充実に努めます。

取組み指標

項 目	現状	平成22年度
児童生徒の肥満傾向の割合（小学校5年生）	10.5%	減少
児童生徒の肥満傾向の割合（中学校2年生）	12.1%	減少
児童生徒の朝食の欠食率（小学校5年生）	2.6%	0%
児童生徒の朝食の欠食率（中学校2年生）	3.3%	0%
幼稚園における食育教室の実施園数（累計）	30	150
栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導を行っている小学校の割合	90.2%	100%
栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導を行っている中学校の割合	80.0%	100%
食に関する年間指導計画を作成している小学校の割合	63.4%	100%
食に関する年間指導計画を作成している中学校の割合	50.0%	100%
地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合(再掲)	83.1%	100%
学校給食における地場産物を活用する割合(食材数ベース)(再掲)	26.9%	30%以上
保育計画と連動した「食育の計画」を策定している保育所の割合	60.7%	100%

2 さぬきの恵みと食文化を生かした地域づくり

施策の方向

地域において、食育ボランティアや関係団体と連携し、郷土食の保存活動や地産地消の取り組み等を通して、さぬきの食文化の継承や食の理解の促進を図り、さぬきの恵みと食文化を生かした地域づくりを推進します。

施策の内容

(1) さぬきの食文化の継承

(「さぬきうどん」等を生かした地域づくり)

- 香川の特産である「さぬきうどん」を生かし、健康づくり協力店としてうどん店等と連携しながら、うどんを生かした食育メニューや食育情報の発信に努めます。
また、地域の食品事業者等と連携し、食育の日の普及啓発や健康に配慮した取り扱い商品等に関する情報の発信に努めます。

(さぬきの食文化の啓発・継承)

- 関係団体等と連携し、小学生等を対象に「さぬきの食文化講座」等を実施し、体験活動や生産者との交流、郷土料理の伝承などを通じて、さぬきの食文化が次世代に継承・発展されるよう努めます。
また、各種講習会等において、高度な調理技術を備えた専門調理師等を活用し、本県の伝統的な行事食等、さぬきの豊かな食文化の醸成を図ります。
- 地域伝統野菜など、地域の風土に根ざした食材・食品や伝統的な郷土食・行事食などの保存・伝承活動を促進するとともに、こうした食文化の普及啓発に係る取組みのデータベース化を図り、ホームページ等で広く紹介するなど、食文化の継承に向けた機運の醸成を図ります。
- 地域の食文化等の知識や技術を有する高齢者を「むらの技能伝承士」として登録し、学校や地域での伝承活動を支援します。
また、食生活改善推進員や生活研究グループ員、JA（農協）、JF（漁協）女性部員が主体的に、郷土料理の伝承や食文化の継承に取り組めるよう支援します。

(香川型食生活の提唱等)

- 讃岐米や瀬戸の魚、県産の多彩な旬の野菜や果実等を活用した香川らしい日本型食生活の提唱を行うとともに、こうした県産農水産物に関する情報提供などにより、望ましい食生活の普及・定着を推進します。
さらに、県産の食材を生かし、新たな郷土料理を研究開発し、「新香川の味」として、次代へ継承するよう普及定着を図ります。

(2) 地産地消を通じた食の理解の促進

(かがわ地産地消運動推進会議)

- 生産者と消費者の信頼関係の構築、食に関する県民の理解と関心の増進等を図るため、香川県食育推進会議と連携を図りながら、「かがわ地産地消運動推進会議」を中心に、地産地消を通じた食育の推進体制を整備します。また、市町、生産者団体、消費者団体等の関係者による実践的な地産地消の計画の策定・実施を促進します。

(かがわ地産地消推進員や地産地消協力店等による食の理解の促進)

- ホームページ「讃岐の食」などで食育に関する情報を提供するほか、「かがわ地産地消推進員」等のボランティアと連携し、地産地消を通じた食育実践活動を推進します。
また、かがわ地産地消推進員の食と農水産業に関する知識の習得を促進します。
- 地産地消を積極的に進める県内の農林水産物販売店や県産食材利用店を「かがわ地産地消協力店」として登録するとともに、流通業界などと連携し、地域に根ざした食習慣をもとに、旬の県産農水産物の機能性やその加工食品、郷土料理の料理法などの情報提供により、地産地消を通じて望ましい食生活を推進します。
- 県産農水産物が豊富に出回る10月、11月を地産地消月間と定め、関係団体や地産地消協力店等による催しを集中して実施し、農水産業や伝統的な食文化、環境と調和した食料の生産・消費等への理解を促進します。
- 学校、消費者グループ、企業などが主催する講演会などに、県内の食料や農業に関する専門家「食農アドバイザー」を講師として紹介する等、本県の農業や農産物に対する理解を深めます。
- 学校給食等への県産農水産物の利用を促進することにより、学校給食等を通じて食に対する理解と関心を高めます。(再掲)

(地域資源を活用した女性起業等による食の理解の促進)

- 地元の農水産物など、地域資源を活用して生産・販売する女性起業が産直施設やイベント等での販売を通じて、消費者との交流を図り、県産の食や農水産物に関する理解が深まるよう支援します。
また、市町や関係団体等と連携し、健康教育等において、地域の食材の積極的な活用を図り、県産農水産物への理解を促進します。

取組み指標

項 目	現 状	平成22年度
健康づくり協力店の数 (再掲)	232	300
香川県むらの技能伝承士登録者数 (食生活分野)	41	50
かがわ地産地消協力店数	141	150
地域資源を活用した女性起業数	80	90

3 生産者と消費者との交流等を通じた食育の推進

施策の方向

都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することにより、それらの信頼関係を構築し、県民の食に関する理解と関心の増進に努めます。

施策の内容

(1) 体験や交流などを通じた食と農水産への理解の促進

(体験や交流を通じた食の理解の促進)

- 都市部に近接する立地条件や交通の利便性を生かし、日帰り型を含めた農業・漁業体験や加工・流通現場の見学、農水産業者や食品業者との交流などを通じて、生産から加工・流通・消費にわたる一連の流れや食の安全、環境と調和した食料の消費などについての理解を深めます。

また、水産に関する体験活動として県産水産物・加工品を用いた、郷土料理、地魚料理と漁業体験などを組み合わせた食育教室やフォーラムを開催します。

さらに、子どもを中心として、農水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深めるため、体験農園や農山漁村での滞在型市民農園の整備など、受入体制の整備促進や情報提供の強化を進めます。

- うどん打ちやオリーブ収穫体験などの農林漁業体験施設を活用して、豊かな自然や地域色豊かな伝統文化活動・観光資源などを有機的に組み合わせ、農業・農村にふれあう、新たな魅力を持った「かがわ型グリーン・ツーリズム」を推進します。

(食の理解の促進のための情報提供等)

- 食に関する適切な判断力を養うため、生産から加工・流通・消費にわたる一連の過程や食の安全・安心などについてのパンフレット等を作成し、小学校等に配布するとともに、ホームページ等による情報提供等を行います。

また、行政や関係団体等と連携し、地域における体験活動等を通じて、感謝の念や食の大切さなど、子どもや大人の食に関する理解を深めます。

- 学校給食等を通じて食に対する理解と関心の増進を図るため、学校給食等への県産農水産物の利用とともに、農業者との交流を促進します。(再掲)

(2) 生産者、企業等による食育の推進

(農業者、食品関連事業者等による食育の推進)

- 小中学生等を対象にした農業体験活動を推進するため、市町や農家等が実施する農業体験の取組みを支援します。また、体験活動の優良事例を調査し、ホームページ等で事例情報を提供します。
- 食品関連事業者等が様々な体験活動の機会の提供、健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する情報提供の活動について、積極的に取り組むよう支援します。
また、食品産業が取り組んでいる工場見学や情報提供等について、食育の推進という視点から積極的に取り組むよう引き続き支援します。

(職域での情報提供等)

- 職域では、職場の食堂等を活用し、健康に配慮したメニューの提供や栄養価表示等、栄養・食生活等に関する情報提供がなされるよう支援に努めます。
また、給食施設において、適正な給食が実施されるよう、巡回指導や研修会の開催等を通じて給食管理・栄養管理を促進するとともに、個別相談や情報提供等による喫食者に対する食育が充実されるよう支援します。(再掲)
さらに、企業等の健康管理部門との連携を図り、メタボリックシンドローム等に関する情報提供等を行い、生活習慣病予防対策の充実に努めます。

(バイオマス利用と食品リサイクルに関する情報提供)

- 食品リサイクルに関する食品関連事業者や消費者の理解を深めるため、普及啓発パンフレット等の作成・配布、セミナーの開催などのほか、バイオマス等を活用した食品廃棄物の再生利用の手法等について、全国の優良事例等を調査・分析し、情報提供します。

取組み指標

項 目	現 状	平成 22 年度
グリーン・ツーリズム関連施設数	91	98
地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合(再掲)	83.1%	100%
学校給食における地場産物を活用する割合(食材数ベース)(再掲)	26.9%	30%以上
喫食者への食育を実施する給食施設の割合(再掲)	61.0%	100%

4 推進体制づくりと普及・啓発

施策の方向

家庭、学校、保育所、地域、関係団体や生産者、企業等が行う食育の推進活動が、相互に緊密な連携協力を図りながら、県内全域で展開されるようにするため、食育の推進体制づくりを進めます。また、関係団体等と連携・協働し、香川県食生活指針や食事バランスガイド等を活用した食育の普及・啓発に努めるとともに、食に関する情報の収集・分析を行い、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する情報の提供等に努め、食育をより効果的に推進します。

施策の内容

(1) 食育推進体制の整備

(食育推進会議の設置等)

- 栄養、健康、生産・流通・消費、教育などの食に関する関係者で構成する「香川県食育推進会議」を中心に食育の推進体制を整備するとともに、ボランティア、関係団体等と協働・連携し、食育の推進を図ります。

また、市町における食育の推進を図るため、市町の食育推進会議が設置され、食育推進計画が策定されるよう、支援を行います。

(市町管理栄養士の配置促進等)

- 地域住民のいちばん身近な市町が中心となって、地域の特性に応じた食育が推進されるように、管理栄養士等の配置について、市町に働きかけます。

(食育推進のための人材育成)

- 食育を効果的に推進するため、「健やか香川21ヘルスプラン普及講習会」等研修会の開催により、管理栄養士や栄養士、専門調理師等について、その資質向上を図るとともに、食生活改善推進員等地域のボランティアやリーダーの育成にも努めます。
また、関係団体、学校、各種施設等との連携強化を図り、地域に根ざした食育の推進に向けて、これらの人材やその団体による多面的な活動が推進されるよう努めます。

(情報収集及び調査研究)

- 食育に関する効果的な広報啓発活動の実施や施策の企画立案等に活用するため、全国や県内各地での創意工夫を凝らしながら食育を推進して成果を挙げている事例や手法などについても収集を行います。
- 県民健康・栄養調査など、県民の意識や食生活の実態等についての調査研究等を実施し、県民の身体状況や栄養摂取状況と生活習慣との関係を明らかにするとともに、食育の推進のための基礎的な資料として、その活用を図ります。

(ホームページによる情報提供等)

- 食育のホームページを開設し、食に関する香川県の情報を統括し、県民が利用しやすい環境を整えるとともに、それらの情報の充実と提供に努めます。
- 効果的に食育を推進するため、マニュアル・啓発資料などを作成し、関係機関に配布するとともに、食育推進媒体の開発と充実に努めます。

(2) 食の安全・安心の推進

(香川県食の安全・安心基本指針の推進)

- 県民の健康保護が最も重要であるという基本認識の下、生産から製造・加工、流通・販売、消費に至るまでの各段階において、関係機関等が連携し、「香川県食の安全・安心基本指針」に沿って、食の安全・安心を確保するための必要な措置を講じます。

(食品事業者への衛生管理の普及啓発)

- 食品等事業者に対して、HACCP手法を導入した衛生管理の普及や自主衛生管理の徹底を図り、食品の安全確保に努めます。

(食の安全等に関する情報提供等)

- 食品の安全性に関する様々な情報をパンフレットやホームページ等を通じて県民に提供するとともに、市町、関係団体やNPO等が行う意見交換会等の取組みを支援します。
- 食品の安全性に関する知識と理解を深めるため、国、市町、関係団体等と連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において双方向に情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーションの充実を図ります。
また、食の安全や地産地消について、市町や関係団体等と連携し、地域の実情や当該団体等の活動内容に関する情報を収集・整理し、その提供に努めるとともに、生産履歴の情報を消費者に提供するトレーサビリティシステムの整備を促進します。

(食品表示についての監視指導や活用方法の啓発等)

- 食品の製造や加工技術の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化及び国際化などに適切に対処していくため、計画的、かつ、効果的な食品監視及び高度な科学的知見に基づく衛生指導の推進を図ります。
また、適正に表示された食品を流通させるため、店舗等に対する定期的な巡回調査のほか、「食品表示110番」、「食品表示ウォッチャー」からの情報に基づく立入調査を実施するなど、食品表示に係る監視体制の強化を図ります。
- いわゆる「健康食品」が増加する一方で、その健康増進効果等について、必ずしも根拠が十分でない情報が氾濫しているため、健康保護の観点から、健康の保持増進の効果等に関する虚偽又は誇大な広告の監視指導体制の強化を図ります。
- 食品関係団体等に対し、説明会の開催などにより食品表示制度の普及・定着を図るとともに、パンフレットの作成・配布や講習会等を開催し、氾濫する食品情報を県民が正しく理解し、活用できるよう、栄養表示等の正しい活用方法を啓発します。

(3) 関係団体等と連携した普及・啓発

(地域における食生活改善)

- 県民一人ひとりが食生活の改善等により健康の増進や生活習慣病の予防等に取り組めるよう、「健やか香川21ヘルスプラン」の普及を図るとともに、地域で幼児から高齢者まで幅広く食生活改善活動を行っている食生活改善推進協議会等関係団体等と連携し、地域における食育の推進に努めます。
- 6月の食育月間、9月の健康増進普及運動月間や10月の食生活改善普及月間、2月の生活習慣病予防週間において、国、市町や関係団体等と連携し、食に関する情報提供や食生活改善の重要性を啓発します。

(食事バランスガイド等による普及啓発)

- 「かがわまんがかん食生活指針」や「食事バランスガイド」を活用し、食生活改善推進員や地産地消推進員によるボランティア活動をはじめ、健康づくり協力店や地産地消協力店などを通じて、食の重要性や適切な食生活について、県民への浸透を図ります。
また、子どもと保護者のみならず、働いている世代で食育への関心が薄い世代等に対する普及啓発にも十分配慮して、企業や関係団体等と連携し、食育の考え方が県民全体に広がるよう食育推進運動に取り組みます。

(メタボリックシンドロームを考慮した普及啓発)

- 生活習慣病予防の観点から、運動、ストレス、喫煙、口腔ケアと関連させた食育が市町、医療機関・関係団体等において効果的に実施されるよう普及啓発に努めます。
特に、メタボリックシンドロームについては、小児期からの生活習慣の積み重ねが、働き盛りの年代に影響してくることから、企業等と連携し、適切な食生活と運動習慣について、普及啓発に努めます。

(健康づくり協力店等による普及啓発や食育支援)

- 食に関する情報等を提供することにより、利用者の健康づくりを応援している飲食店等を「健康づくり協力店」として登録するとともに、その増加とメニューの栄養価表示、バランスメニューなど、提供内容の充実を図り、外食者の野菜摂取機会の増加や食を通じた健康づくりを支援します。
さらに、健康づくり協力店と連携し、食育相談や情報交換会などを通して、利用者にとって身近な食育情報の発信先の機能の充実に努めます。
- 給食施設において適正な給食が実施されるよう、巡回指導や研修会の開催等を通して、施設の給食管理・栄養管理を促進するとともに、喫食者に対する個別相談や情報提供等を通して、食育が充実されるよう支援します。(再掲)
- 調理師・栄養士養成施設と連携し、食育情報を提供し、地域における食育活動が促進されるよう支援します。

(健康教育・健康相談等による普及啓発)

- 市町や関係団体等と連携し、健康教育や栄養相談等において、バランスのとれた食事の重要性や病気と食生活の関係等について普及・啓発し、個々人に応じた食事療法の実践等、食を通じた健康づくりを支援します。

取組み指標

項 目	現 状	平成 22 年度
食育推進計画策定済市町数	0	※全市町
食の安全普及啓発事業における講習会受講者数(年間)	898	1,000
三者座談会(消費者、食品事業者、行政の意見交換)等の参加者数(年間)	45	70
食品表示ウォッチャーによる生鮮食品の表示が不適正であった店舗の割合	14%	0%
20 歳代男性の朝食の欠食率	23.3%	15%以下
30 歳代男性の朝食の欠食率	9.5%	現状値以下
20 歳代女性のやせの者の割合 (BMI18.5 未満の者)	20.7%	15%以下
20~60 歳代男性の肥満者	32.0%	15%以下
40~60 歳代女性の肥満者	26.4%	20%以下
内臓脂肪型肥満の割合(20 歳以上男性)	60.5%	減少
内臓脂肪型肥満の割合(20 歳以上女性)	22.9%	減少
健康づくり協力店の数 (再掲)	232	300
喫食者への食育を実施する給食施設の割合(再掲)	61.0%	100%

※印の目標年度は、平成 19 年度です。

5 食育推進運動の展開

施策の方向

香川らしい食育をさらに推進していくため、様々な食に関係する関係団体、家庭、地域、生産者・企業等と行政が連携・協働し、ネットワークの構築などに取り組むとともに、「朝ごはん大好き、野菜大好き、讃岐っ子」運動の推進など、社会全体で食育推進に取り組む機運の醸成を図ります。

施策の内容

(1) 連携・協働による食育の推進

(地域におけるネットワークの構築)

- 保健所や市町が中心となって、家庭・地域・学校・専門機関・関係団体等、食に関わる関係者でネットワークをつくり、相互の情報交換・調査研究、講演会、コンテスト、食育出前講座の実施等、地域の実情に応じ、連携・協働による食育を推進します。

(「かがわ食育応援団」(仮称)による食育支援)

- 香川県食育推進会議を中心に、健康づくり協力店、地産地消協力店、関係団体、企業等で「かがわ食育応援団」(仮称)を構築し、行政と関係団体、企業等が連携し、県民総参加の県民運動として食育の推進に取り組みます。
また、県のホームページ「かがわの食育」に、食育応援団や食育に関する情報を掲載し、家庭や学校、地域等の食育の取組みを支援します。

(県民皆ヘルスサポーター運動や3・3・30運動の推進)

- 関係団体等が市町や学校と連携し、ヘルスサポーター講習会の充実を図り、自ら食について考え、健全な食生活を実践できる県民の養成に努めます。
- 香川県独自の取組みである3・3・30運動について、関係団体等と連携・協働し、運動のさらなる展開に取り組みます。

(2) 社会全体で食育推進の機運の醸成

(「朝ごはん大好き、野菜大好き、讃岐っ子」運動の推進)

- 「朝ごはん大好き、野菜大好き、讃岐っ子」をスローガンに行政、関係団体等が連携・協働し、地域のネットワークや「HAYAOKIサンバ」などの各種広報媒体等による普及啓発を行い、朝食の欠食や野菜の摂取不足等を解消する食育の推進に取り組みます。

(「かがわ食育の日」「おいしいねかがわ」等の提唱)

- 国や市町等と連携し、毎月19日を「かがわ食育の日」、毎年6月を「かがわ食育月間」とし、家庭や保育所、学校、地域等において、様々な食に関する行事に取り組むとともに、「かがわまんてが食生活指針」により、「いただきます!ごちそうさま!」のあいさつ等を通して、食に関する感謝の念や理解が深まるよう、社会全体で食育推進の機運の醸成を図ります。

(食育シンポジウムの開催等)

- 香川県食育推進会議と食や子育てに関する関係団体等が連携し、うどんやさぬきの食文化等に関わるシンポジウム等を開催し、社会全体で食育を推進します。
- 地域の団体等による自主的な活動が活発に展開され、関係者間の情報共有が促進されるよう、モデルとなる食育推進プログラムの開発実証を企画提案公募により実施します。

取組み指標

項 目	現 状	平成 22 年度
食育ネットワークの設置数 (保健所)	1	※4
食育ネットワークの設置数 (市町)	1	※全市町
食生活改善推進員(ヘルスマイト)の数	4,380	4,500
ヘルスサポーターの数	8,530	15,000
3・3・30 運動を知っている人の割合	33.0%	50%以上
栄養のバランスのとれたお弁当や惣菜が揃うことを望む人の割合	58.0%	70%以上
主食、主菜、副菜を揃えて食べるようにする人の割合(男性)	62.5%	80%以上
" (女性)	69.5%	80%以上
うどんを食べるときに副食を添える人の割合	51.9%	70%以上
健康や食生活をよりよくすることを普段から意識している人の割合 (男性)	66.6%	80%以上
" (女性)	80.9%	現状値以上
1日に1回以上、家族といっしょに食事をする人の割合	平均 80.2%	すべての年代で 80%以上
食育推進プログラムの開発実証数(累計)	13	30

※印の目標年度は、平成19年度です。